

定期監査結果報告書

地方自治法（昭和23年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和3年10月21日、22日及び同月27日の3日間実施した定期監査の結果は、次のとおりである。

よって、同法第199条第9項の規定により報告する。

なお、同法同条第10項の規定により意見を付する。

令和3年12月10日

東白川村監査委員 安江弘企

東白川村監査委員 今井美和

東白川村長 今井俊郎様

東白川村議会議長 樋口春市様

【監査の主眼】

- 1、予算の執行は適法かつ効果的に行われているかの確認
- 2、前年度の滞納額が確実に調定されているかの確認
- 3、契約事務が公正適切に行われているかの確認
- 4、事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認
- 5、最小の経費で最大の効果を上げているかの確認

【監査の方法】

前半（書類審査）

- 1、令和3年度9月末の各会計の予算の執行状況、現金、預金、有価証券及び基金等の管理保管状況等の監査
- 2、令和3年度9月末の各課所管の事務事業の進捗状況の監査
- 3、令和2年度末の村税等の滞納分が令和3年度に調定され収入督促がされているかの監査
- 4、村が発注する契約事務が適正に行われているかの監査
- 5、補助金、委託事業の事務処理が適正に行われているかの監査
- 6、現金取扱事務が適正に行われているかの監査
- 7、その他関係する必要事項の監査

後半（現地監査）

- 1、指定管理施設等の利用状況及び維持管理の状況
- 2、令和3年度各工事の進捗状況と各工事の完成状況の監査

【監査の結果】

1、予算の執行状況及び預金等の管理状況

令和3年度9月末現在の一般会計と特別会計を合わせた予算規模は39億6834万7千円で、予算執行状況は、収入済額23億3590万8698円、支出済額16億6534万5371円、歳計外現金会計の差引残高を合わせた残高は6億8280万4365円であり、その保管状況はいずれも、めぐみの農協東白川支店で、普通預金6億8021万3261円、当座預金2万7584円であります。歳出予算執行率42.0%で前年度同期と比較すると1.6ポイント上回っています。

基金の保管状況は、前年度同期と比較すると1236万5931円増の12億591万9793円です。その内容は定期預金22口、普通預金3口、国債2口であります。

出資証券等の管理状況は、東白川村商工会貸付金300万円返却により減額となりましたが、新たにみのりの郷東白川(株)に4千万円の出資を行い、(有)新世紀工房及びふるさと企画(株)に1570万円貸し付けを行ったことにより、前年同期と比較して5270万円増の1億8586万円となっています。

その内容は出資証券11団体、証書53枚1299万8500円、株券9団体、52枚1億5716万1500円、債権2団体1570万円であります。

予算執行状況、現金保管状況、基金管理及び有価証券保管状況は、適正であり正確であることを認めます。

2、滞納の状況と滞納整理

令和2年度末の村税等の滞納繰越額は1212万7493円あり、それが令和3年度に適正に調定され歳入の督促がされているかを調査しました。

調定については、滞納額が令和3年度に計上され適正に処理されておりました。納入の督促をなされているかについては、税金等で9月末までに滞納繰越分100万335円が納付されておりました。

なお、村税等主な9月末の滞納額（現年度分を含む）は、次のとおりです。

区 分	令和3年度9月末	令和2年度9月末
村税	円 6, 264, 407	円 8, 158, 869
国民健康保険税	3, 905, 529	4, 002, 909
介護保険料	74, 500	119, 500
CATV使用料	1, 902, 780	2, 309, 950
簡易水道使用料	162, 820	142, 190
後期高齢者医療保険料	0	0
国保診療所診療費等	174, 392	108, 892
合 計	12, 484, 428	14, 842, 310

主な村税等の滞納額を前年度同期と比較しますと235万7882円減少していますが、滞納額は令和3年度当初と比較すると35万6935円増えています。徴収に努力され一定の成果が上っていることは評価しますが、まだ多額の滞納がありますので負担の公平性の観点からも、引き続き滞納整理の推進と収納率向上に一層の努力をお願いします。

3、村が発注する契約事務が適正に行われているかの確認

村が契約する工事及び委託契約等 19 事業について調査を行いました。契約規則等に従い業者選定、事業等の管理事務の執行は、おおむね適切に処理されていましたが、競争入札にする必要があると思われる事案で当該契約事業者以外に適当な入札参加希望業者が無いという理由で随意契約となっているが、契約金額等が適正であるか精査されたい。

4、村が交付している補助金が適正に執行されているかの確認

村が交付している補助金について 10 事業の調査を行いました。補助金交付規則等に沿って交付申請書等が提出されており、適正に処理されていることを確認しました。

5、現金取扱事務が適正に行われているかの確認

今回の定期監査では、現金支払調書の提出をいただき、各課の現金の取り扱いの状況について担当課長等から聴取し事務の確認を行いました。

その結果、領収書等の発行、現金の保管状況及び金額等の複数での確認等適正に処理されていることを確認しました。

次に、現地調査で気づいたことを申し上げます。

指定管理施設等の管理状況は適正に管理され周辺の環境整備もできていたと思います。

【むすび】

令和 3 年度の定期監査は、書類審査、現地監査に分けて 3 日間実施しました。それぞれの担当課長、担当者には多忙の折懇切丁寧に説明をしていただき、多くの資料を提出していただきありがとうございました。

東白川村においては、第 5 次総合計画後期計画等に基づき村の活性化に向けて事業推進が行われていると思いますが、過去に整備した簡易水道、

老朽建物など修繕更新が必要な施設が多くあると思います。現在の村債借入残高は一般会計、特別会計合わせて42億809万3千円あります。

すでに令和4年度の予算編成も始まっていると思いますが、第6次総合計画の作成にも着手されており今後計画される事業に多額の借入れはやむを得ないと思いますが、事務事業の執行については、常にコストを意識して最小の経費で最大の効果を挙げるにはどうすればよいのかを意識し、その有効性、必要性を考慮し村民が豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し意見とします。